

平成 30 年度検針員のお知らせ

下記検針員が1カ月に1回、水道をお使いの皆さまのご自宅や事務所にお伺いし、水道メーターの検針を行っています。
皆さまのご協力とご理解をお願いします。

◎問い合わせ先
役場水道課水道係
☎ (88) 5664 [直通]

地区	担当検針・徴収地区名等	氏名	出身地区
第1区	田尻・火ノ浦・川床下・川床中・川床上 川床上住宅・小坂・牧・市来崎・脇崎・塩追	瀬戸 繁盛	田尻東
第2区	山門野下・山門野中・山門野上・加世堂 梅ノ木山	玉置 ヨシエ	山門野中
第3区	赤崎・山寺・山寺団地・山中・旧山中団地 本町・西・矢堂・官公署	山角 耕三	山中
第4区	野中・菅牟田・上揚・宮ノ浦	清 弘子	宮ノ浦
第5区	浦底・浦底岳・福ノ浦・桂代・三船	小田 節子	浦底
第6区	伊唐・薄井・白瀬・本浦・葛輪	冷水 澄夫	伊唐
第7区	片側・黒崎・御所ノ浦・平河内・湯ノ口 幣串・柏栗・立石	横山 光好	湯ノ口
第8区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	松尾 安	平尾中南
第9区	口之福浦・茅屋・北方崎・浜渡 犬鹿倉・杉ノ段	大迫 由紀子	犬鹿倉
第10区	蔵之元・小浜	清水 誠	蔵之元
第11区	指江・城川内	山中 秀紀	小浜
第12区	川内・唐隈・広野・瀧・汐見・馬込	小川 幸治	犬鹿倉

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽法定検査は、法律で定められた検査です。浄化槽を持つ人は、必ず受検しましょう。

この検査は、浄化槽の保守点検および清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的とするものです。

知事が指定した検査機関である（公財）鹿児島県環境保全協会の検査員が事前にハガキで通知した検査日に各戸を訪問して、現場での検査と浄化槽の放流水を採水し持ち帰っての水質検査を行います（地元の保守点検業者が行う保守点検とは別のものです）。

検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検しましょう。

検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円



↑ 法定検査を行う検査員

◎問い合わせ先
（公財）鹿児島県環境保全協会 ☎ 099 (296) 9000
県生活排水対策室 ☎ 099 (286) 3685
川薩保健所衛生・環境課 ☎ 0996 (23) 3167
役場水道課下水道係 ☎ (88) 5664 [直通]